

計量単位令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○計量単位令(平成四年政令第三百五十七号)	(抄)	1
○計量法(平成四年法律第五十一号)	(抄)	2

○計量単位令（平成四年政令第三百五十七号）（抄）

（十の整数乗を乗じたものを表す計量単位）

第四条 法第五条第一項の政令で定める計量単位は次の各号に掲げるものとし、その定義は当該各号に定めるものとする。

- 一 法第三条及び第四条に規定する計量単位（キログラム、分、時、度（角度の計量単位の度に限り。）、秒（角度の計量単位の秒に限り。）、平方メートル、立方メートル、毎秒、毎分、毎時、毎メートル、キログラム毎立方メートル、平方メートル毎秒、キログラム毎秒、キログラム毎分、キログラム毎時、立方メートル毎秒、立方メートル毎分、立方メートル毎時、デシベル、回毎分、回毎時、気圧、質量百分率、質量千分率、質量百万分率、質量十億分率、質量一兆分率、質量千兆分率、体積百分率、体積千分率、体積百万分率、体積十億分率、体積一兆分率、体積千兆分率及びピーエッチを除く。）に別表第四の上欄に掲げる接頭語（以下単に「接頭語」という。）を付したものは、接頭語を付した計量単位に接頭語に応じて別表第四の下欄に掲げる接頭語が表す乗数（以下単に「接頭語が表す乗数」という。）を乗じたもの
- 二・三 （略）

別表第四（第四条関係）

接頭語	接頭語が表す乗数
ヨタ	十の二十四乗
ゼタ	十の二十一乗
エクサ	十の十八乗
ペタ	十の十五乗
テラ	十の十二乗
ギガ	十の九乗
メガ	十の六乗
キロ	十の三乗
ヘクト	十の二乗
デカ	十
デシ	十分の一
センチ	十の二乗分の一

ミリ	十の三乗分の一
マイクロ	十の六乗分の一
ナノ	十の九乗分の一
ピコ	十の十二乗分の一
フェムト	十の十五乗分の一
アト	十の十八乗分の一
zepto	十の二十一乗分の一
yocto	十の二十四乗分の一

○計量法（平成四年法律第五十一号）（抄）

（定義等）

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一・二 （略）

2～8 （略）

（国際単位系に係る計量単位）

第三条 前条第一項第一号に掲げる物象の状態の量のうち別表第一の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、国際度量衡総会の決議その他の計量単位に関する国際的な決定及び慣行に従い、政令で定める。

（その他の計量単位）

第四条 前条に規定する物象の状態の量のほか、別表第二の上欄に掲げる物象の状態の量の計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

2 前条に規定する計量単位のほか、別表第一の上欄に掲げる物象の状態の量のうち別表第三の上欄に掲げるものの計量単位は、同表の下欄に掲げるとおりとし、その定義は、政令で定める。

第五条 前二条に規定する計量単位のほか、これらの計量単位に十の整数乗を乗じたものを表す計量単位及びその定義は、政令で定める。

2 （略）